

例規制定概要書

1 対象例規と制定改廃の別 佐倉市都市公園条例の改正

2 背景

(1) 長嶋茂雄記念岩名球場の供用時間

5月1日から10月31日までの期間(以下「夏期」という。)において、当該球場の供用時間は、午前8時30分から午後9時まで(6月1日から8月31日までにおいては午前6時30分から午後9時まで)とされています。このため、当該球場を2時間単位で使用に供した場合、30分の端数が生じることから、いずれかの時間帯において30分間の使用に供さない時間を設ける必要が生じており、施設の有効利用の支障となっています。

(2) テニスコート(クレー)の供用期間

クレーコートについては、冬期は降霜によりコートがぬかるむことから、コートの破損を避けるため、1月及び2月は供用していない実態があり、この実態に合わせる必要があります。

(3) プールの供用時間

現状、プールは午前午後の2部制とし、正午に利用者の入替えを行っていますが、条例上はこの運用が明記されていません。

(4) 有料施設の利用料金

ア 利用料金の区分の見直し

本条例別表第6の1において、有料施設の利用料金の区分として、「半日」及び「1日」がありますが、実際には、利用者の利便性を考慮し、2時間単位で供用を行っています。

また、会議室については、会議室別に2時間単位や1時間単位での使用時間が混在しており、利用者にとって利用しにくい状況となっています。

イ 小出義雄記念陸上競技場(以下「陸上競技場」という。)の団体利用要件の変更

陸上競技場の団体料金の利用人数については、「10人以上」と規定されていますが、利用区分によっては、複数人で利用した場合の個人料金の合計金額が団体料金よりも高額となることもあり、利用者にとって不都合な状況になっています。

ウ プールのロッカーの利用料金の廃止

プールのロッカーについては、四街道市、白井市、船橋市などにおいて、硬貨返還式ロッカーとなっていることもあり、利用者などから改修の要

望が示されています。このことを踏まえ、利便性向上の観点から、硬貨返還式ロッカーへの改修を予定しており、改修工事後は、利用料金が不要になります。

(5) 岩名球技場照明設備の使用時間

岩名球技場照明設備の使用時間については、1時間単位と規定されていますが、利用者などから、30分単位での利用が望ましい旨の要望が示されています。

3 対応方針

- (1) 長嶋茂雄記念岩名球場の夏期の供用時間の終了時間を午後8時30分とします。
- (2) テニスコート（クレイ）の供用期間について、実態に合わせ、1月及び2月を供用期間から除きます。
- (3) プールの利用者の入替え時間となる正午から午後1時までを供用時間から除くとともに、午前午後の2部制であることを明記します。
- (4) 有料施設の利用料金に関し、次のとおり変更します。
 - ア 有料施設について、「半日」及び「1日」の利用料金の設定を廃し、2時間単位とします。

また、会議室の供用時間を1時間単位とし、それに伴い、利用料金の上限額を変更します。
 - イ 陸上競技場の団体料金の適用を原則として、大会、部活動、クラブ活動、撮影その他指定管理者が認める場合とします。
 - ウ 本条例別表第6の1から、プールのロッカーの利用料金を削除します。
- (5) 岩名球技場照明設備の使用時間を30分単位とし、それに伴い、利用料金の上限額を変更します。
- (6) その他軽微な字句の修正等を行います。
- (7) 改正後の本条例の施行期日は、現在の指定管理者の指定期間満了後の令和6年4月1日とします。

4 政策内容

現在の有料施設の管理及び運営の実態に則した条例にするとともに、利用者などからの意見を踏まえた見直しを行うことにより、利便性の向上が図られます。